

○戸田市立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則

平成19年12月17日

規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、戸田市立小学校及び中学校の体育施設等を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）によってスポーツ・レクリエーション活動の振興並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保を図ることを目的とする。

(市長及び学校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、市長が行うものとする。

2 学校施設の開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、学校施設の開放を行う時間内においては、当該開放校における学校施設の開放の対象となる施設（以下「学校開放施設」という。）についての管理上の責任を負わないものとする。

(開放の種類)

第3条 学校施設の開放の種類は、次のとおりとする。

(1) スポーツ開放

団体等が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、校庭、体育館及び武道場を開放する。

(2) 遊び場開放

幼児及び児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）の遊び場として、戸田市立小学校の校庭を開放する。

(開放校等の決定)

第4条 市長は、学校施設の開放を行うときは、次の事項を決定し、公表するものとする。

(1) 開放する学校

(2) 開放する施設

(開放期間及び開放時間)

第5条 学校施設の開放を行う期間及び時間は、次のとおりとする。

開放の種類	施設	開放期間	開放時間
-------	----	------	------

スポーツ開放	校庭	戸田市立小・中学校 管理規則（昭和32 年規則第2号）第3 条第1項各号に定 める学校の休業日	午前8時から午後4時まで 午後6時から午後9時まで
	体育館	〃	午前8時から午後9時まで
	武道場	〃	〃
遊び場開放	校庭	〃	次に掲げる時間 (1) 3月15日から4月30日まで及び9月1日から同月30日までについては、午後4時から午後5時30分まで (2) 5月1日から8月31日までについては、午後4時から午後6時まで (3) 10月1日から3月14日までについては、午後4時から午後4時30分まで
スポーツ開放	校庭	上記以外の日	午後7時から午後9時まで
	体育館	〃	午後6時から午後9時まで
	武道場	〃	〃
遊び場開放	校庭	〃	次に掲げる時間 (1) 3月15日から4月30日まで及び9月1日から同月30日までについては、戸田市立小学校の授業終了後（以下「放課後」という。）から午後5時30分まで

			<p>(2) 5月1日から8月31日までのについては、放課後から午後6時まで</p> <p>(3) 10月1日から3月14日までのについては、放課後から午後4時30分まで</p>
--	--	--	---

2 市長は、学校施設の管理運営又は学校教育のため必要と認めたときは、前項の開放期間及び開放時間を変更することができる。

(運営委員会の設置)

第6条 市長は、学校施設の開放を効果的に運営するため、開放校ごとに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(運営委員会の任務)

第7条 運営委員会は、市長の指示に従い、当該学校施設の開放に関し、次の事項を所掌する。

- (1) 使用する日及び時間の調整に関すること。
- (2) 施設開放上必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 学校、地域及び各種団体との連携と協力体制に関すること。
- (4) 学校開放施設を利用して行えるスポーツ・レクリエーション活動の範囲に関すること。

(運営委員会の組織)

第8条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長、教頭又は教員
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 第13条第2項の規定により登録を受けた団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第9条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 運営委員会に正副会長を置く。

- 2 会長は、会議を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(使用者の範囲)

第11条 学校施設の開放における使用者の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) スポーツ開放(照明施設を使用しない場合) 当該学校開放施設の校区内に住所を有する者10名以上をもって構成する団体で、代表者(当該校区内に住所を有する成人に限る。)を置くもの
- (2) スポーツ開放(照明施設を使用する場合) 市内に住所を有する者10人以上をもって構成する団体で、代表者(市内に住所を有する成人に限る。)を置くもの
- (3) 遊び場開放 市内に住所を有する幼児及び児童(同伴する保護者を含む。)

(代表者等の責務)

第12条 前条第1号及び第2号に規定する団体の代表者並びに第3号に規定する保護者は、使用する学校開放施設の管理並びに使用者の危険防止及び安全確保を図る責務を負うものとする。

(団体の登録)

第13条 学校開放施設を使用しようとする団体は、学校開放施設使用団体登録申請書(第1号様式)及び学校開放施設使用団体員名簿(第1号様式の2)を市長に提出し、年度ごとに登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請事項を確認のうえ、学校開放施設使用団体登録台帳(第2号様式)に登録するとともに、学校開放施設使用団体認定証(第3号様式)を交付するものとする。

(使用手続)

第14条 前条の登録を受けた団体が学校開放施設を使用しようとするときは、当該団体は使用する月の前月の1日から末日までに、学校開放施設使用許可申請書(第4号様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第15条 市長は、学校開放施設の使用を許可したときは、学校開放施設使用許可書(第5号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、学校開放施設の管理上、必要な条件を付することができる。

3 市長は、必要と認めるときは、第13条の登録をしていない団体に使用を許可することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 前条第1項の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、その権利を他の団体に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の制限)

第17条 市長は、学校開放施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治活動のための使用
- (2) 特定の宗教団体を支持し、又は反対するための使用その他宗教的活動のための使用
- (3) 営利を目的とするための使用
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第18条 市長は、使用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上特に必要があるとき。

2 市長は、使用団体が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第19条 使用団体は、その使用を終わったときは速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

2 使用団体が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、こ

れに要した費用は使用団体の負担とする。

(損害賠償)

第20条 使用団体又は第11条第3号に規定する使用者が学校開放施設その他の学校施設を汚損、損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか学校施設の開放に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の戸田市立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則第8条第2号の規定により委嘱された運営委員会委員（以下「改正前の委員」という。）は、改正後の第8条第2号の規定により運営委員会委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第9条本文の規定にかかわらず改正前の委員の残任期間とする。

附 則 (令和4年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則第1号様式、第1号様式の2及び第4号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則 (令和5年規則第27号)

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式(第13条関係)

年 月 日

(宛先)
戸田市長

団体名 _____
代表名 _____

学校開放施設使用団体登録申請書

下記のとおり戸田市立 _____ 学校開放施設使用団体として登録を受けたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

団 体 名		
団 体 活 動 の 種 目 ・ 内 容	-----	
会 員 数	人	
代 表 者 (学 区 内 成 人)	フリガナ	-----
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	
そ の 他 連 絡 先	電 子 メール	
	氏 名	
	電 話	
	電 子 メール	

別紙書類 団体員名簿

第3号様式(第13条関係)

学校開放施設使用団体認定証

認定第 号

団体名

住所

代表者

氏名

様

貴団体を、戸田市立

学校開放施設使用団体として認定します。

年 月 日

戸田市長 氏 名

第4号様式(第14条関係)

(宛先)

戸田市長

学校開放施設使用許可申請書(年 月分)					
認定 番号		団体名		代表者 氏名	
住 所				電 話	
使 用 施 設	戸田市立 小・中学校				
	校庭(照明施設 要・不要)・体 育 館 武道場・その他()				
使 用 日	日() 時 分～ 時 分		日() 時 分～ 時 分		
	日() 時 分～ 時 分		日() 時 分～ 時 分		
	日() 時 分～ 時 分		日() 時 分～ 時 分		
	日() 時 分～ 時 分		日() 時 分～ 時 分		
	日() 時 分～ 時 分		日() 時 分～ 時 分		
使 用 目 的					
使 用 人 数	人				
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>上記のとおり申請します。</p> <p>なお、虚偽の申請を行い、又は使用許可条件に違反した場合は使用許可を取り消されても異議ありません。</p>					

第5号様式(第15条関係)

(表)

学校開放施設使用許可書(年 月分)					
認定 番号		団体名		代表者氏名	
住 所				電 話	
使 用 施 設	戸田市立 小・中学校				
	校 庭(照明施設 要・不要)・体 育 館 武道場・その他()				
使 用 日	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分
	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分
	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分
	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分
	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分	日() 時 分～ 時 分
使 用 目 的					
使 用 人 数	人				
年 月 日					
上記のとおり許可します。					
戸田市長 氏 名					

(裏)

注 意 事 項

- 1 許可した後、学校において緊急必要な事由が生じた場合は期日を変更し、又は取り消します。
- 2 申請書記載事項に違反があった場合には許可を取り消します。
- 3 防火、防災及び器物の保全に責任をもってください。
- 4 使用後は、内外の整備を確実に履行してください。
- 5 学校施設及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、確実に報告し、その損害を賠償してください。
- 6 施設使用のための設営及び復元について学校に負担がかからないよう留意してください。
- 7 表面の許可範囲を守ってください。

第1号様式（第13条関係）

第1号様式の2（第13条関係）

第2号様式（第13条関係）

第3号様式（第13条関係）

第4号様式（第14条関係）

第5号様式（第15条関係）